

令和5年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとした
コラボレーション創出企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとしたコラボレーション創出企画
運営業務

2 目的

県内民間事業者同士の「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとしたコラボレーションを
促進し、美肌県しまねの認知度アップ、観光客数の増加、観光消費額単価を上昇させることを目
的とする。

ワークショップ等により、「美肌県しまね推進事業補助金」で採択された、「美肌観光」のモ
デルとなるプランやコンテンツ造成に取り組む事業者等の取組事例を学びあい、宿泊施設、観光
施設、生産者、飲食事業者、メディア、旅行会社など地域をまたいだ民間事業者同士のコラボレ
ーションを促すことで、地域ならではの素材の活用と販路の拡大を図る。

また、本事業内での取組を、しまね観光ナビ（うるおい研究室や体験・現地ツアーサイト他）
や県観光振興課公式SNS等に掲載をするなど、行政・民間事業者が一体となり、各地域の特性
を活かした取組を推進する。

3 委託期間

契約日～令和6年3月31日

4 委託料上限

2,200千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

（1）コラボレーション創出のためのワークショップ等の企画

- ①県内事業者間の横の繋がりを作り、コラボレーションを創出し、美肌県しまねの
認知度増加、観光客数の増加、観光消費額単価を上昇させることを目的に、企画・
実施すること。
- ②各回とも、内容は提案による（開催地域や回数、各回の内容など、具体的に提案
すること）が、開催地が県内の特定の場所に偏ることなく開催すること。
（例：東部、西部、隠岐の各地域で2～3回・全体6～9回）
- ③ワークショップやイベント等はオンライン開催ではなくリアル開催を基本とすること。
（内容によっては、録画の上、いつでも内容を確認できるよう工夫することも可）
- ④講師等への謝金、旅費（費用弁償）は委託費内に含むこと。
- ⑤実施にあたっての詳細な内容は、県と協議の上内容を決定すること。

（テーマ例）

- ・県内事業者の横の繋がりづくりのためのワークショップ
- ・過去の同補助金採択者による取組事例発表

- ・温泉や食など地域の素材の活かし方に係る専門家による講義
- ・販売促進に向けた実践講座（SNSでの発信方法、映える写真の撮影方法等）等
- ・旅行に関する最新トレンドや、旅行者のニーズ、観光地域づくりを推進するために必要な知識を学ぶ
- ・全国及び県内の先進事例の共有などに基づくワークショップ
- ・マーケティング手法、効果的なプロモーション、セールス方法を学ぶ（WEB、SNS、OTA等）
- ・タリフ（セールスシート）の作り方

（2）その他コラボレーション創出に資する取組の企画

具体例

- ①本企画を通じて島根の魅力を発信するためのPR物の作成、イベント開催
- ②プレスリリース資料、チラシ、WEBサイトに掲載する記事、写真等の作成補助
- ③SNS発信等個々での情報発信を促す取組

（3）その他

- ・県内事業者に向けたワークショップなどの実施計画の作成
（体制や実施方法、スケジュール等を記載した実施計画の作成）
- ・本事業全般の運営管理
 - ・開催案内配布物のチラシデータの作成
 - ・参加者の募集及びとりまとめ
 - ・会場の運営
 - ・司会シナリオの作成
 - ・参加者アンケートの作成及び取りまとめ
- ・実績報告
 - ・実施結果（参加者数、内容、当日資料、案内資料等）
 - ・アンケート等の分析結果と今後の県の施策提案などの総評

6 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- （1）受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。
- （2）業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、原則1ヶ月に1回程度、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと。（オンラインによる形式も可）業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- （3）委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- （4）業務実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

7 その他

- （1）成果物に関わる著作権の扱い

記録した成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合は、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 本業務において制作されたコンテンツは、島根県もしくは島根県が指定するものが制作運営するウェブサイト、紙媒体、SNS、その他目標達成に効果的と認める媒体等において、無償で二次使用を可能とすること。

(3) 仕様変更等

①受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得なければならない。

②委託業務の内容について、実施段階において、新型コロナウイルス感染症の影響等により変更する必要がある場合は、県と受託者で協議のうえ、変更することとする。

参考

(美肌県しまね推進事業補助金)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/bihada-yuukyakumodel.html>